

契約検査課長 あて

工事担当課長

一次下請業者における社会保険等未加入業者報告書

このことについて、下記工事の受注者（元請業者）の一次下請業者については、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出義務の履行がなされていなかったことから、当該受注者に対し、 年 月 日付けで当該義務の履行が確認できる資料の提出を求めましたが、期限までに確認ができませんでしたので、報告します。

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 受注者名
- 4 未加入業者名
- 5 添付資料
 - ・ 本件工事に係る「施工体制台帳」の写し
 - ・ その他関係資料